

## 教育委員会 平成 26 年度 2 月定例会の概要

- 日時 平成 27 年 2 月 3 日(火)  
13 時 15 分開会 14 時 12 分閉会 (非公開 14 時 46 分閉会)
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 山田委員長、下平委員、齋藤委員、安良岡教育長
- 傍聴者 2 人

### ○本日審議を行った案件

#### 1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 課長等報告
  - ア 教育委員会制度改革について
  - イ 給食費の改定について
  - ウ 「平成 27 年度鎌倉市学校教育指導の重点」について
  - エ 国指定史跡永福寺跡の環境整備事業の状況について
  - オ 行事予定(平成 27 年 2 月 3 日～平成 27 年 3 月 31 日)

#### 2 議案第 32 号 鎌倉市指定文化財の指定について

#### 3 協議事項 平成 26 年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管)について

#### 4 協議事項 平成 27 年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管)について

### 山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 2 月定例会を開会する。

朝比奈委員より本日の会議を欠席する旨の届け出があったので、報告する。

本日の会議録署名委員を、齋藤委員にお願いする。

なお日程の 3 協議事項「平成 26 年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管について)」及び日程の 4 協議事項「平成 27 年度鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管について)」は、議会の議決を経るべきもののため、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項の規定により非公開としたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

### 山田委員長

異議なしと認め、日程の 3 及び日程の 4 については非公開とする。

## 1 報告事項

### (1) 委員長報告

#### 山田委員長

今日は節分で、皆様これから豆まきをされるのだろうか。明日から立春で、本当に日差しもこの時期になると明るくなってきて春が来るのかなという、寒い中にも希望が湧いてくる。稽古でも、子どもたちに節分の意味も教えていて、季節を分けるときになぜ豆をまくかという、魔を減するという、柀に入れるのは益々福がくるようにということだとか、また軒下に柀と鯛の頭を飾るのも鬼がとんがったものや臭いものが嫌いだからと一つひとつに意味があることを話している。

委員の活動だが、1月22日に学校保健大会に齋藤委員と教育長と私で伺った。齋藤委員、講演をお聞きになっていかがか。

#### 齋藤委員

アレルギー関係で、児童の食物、給食関係含め非常に大事な話であり、私たちも常に取り組んでいかなければならないことだと痛切に感じた。時折、学校訪問等で給食をいただく際にも、気を付けている点について栄養士や担任の先生から伺うと、話し合いも大事だと痛切に感じる。

一つ私が気になったのは、遠足や校外学習でのお友達のおやつ交換は嬉しいことだが、その児童がいるということでおやつ交換を禁止しなければならないこともあり、また新たな課題を感じたところである。学校で苦勞なさっているのだなと思いながら、そういう中で児童が守られている安心というものも感じた。

それからもう一つ、子どもたちを安全にするためにということで、「管理指導票」というのか、それを提出してもらってというのが出てきた。診断書のことを考えたとき、保護者が負担をする、でもそうではなくて公の費用でという声も上がった時点で、これはもっと考えていかなければならないことではないかと。私自身「何かがあったから、はい公費で」というのは疑問に思っているところである。保護者の方にしたらそれなりにいろいろ苦しみもあると思うので、今後考えていっていただければと思った。

### (2) 教育長報告

#### 安良岡教育長

今3学期で、今年度のまとめをどの学校でも行っている中で、小学校も中学校も来年度入学する保護者に向けて、入学説明会を開いているところである。

県立の高等学校の入学試験が、2月16日に学力検査が、学校によっては面接がその後の17日、18日と行われるところもある。合格発表は2月27日ということになっている。私立の方はすでに試験が済んでいるところもあるので、そんな中で公立がいよいよ子どもたちにとつ

ては中学生一つの区切りになる入試が今月行われるという情報提供である。

## 山田委員長

そのような大切な日に大雪が降ったり何かないとよろしいと願う。

### (3) 課長等報告

#### 報告事項ア 教育委員会制度改革について

##### 教育部次長兼教育総務課担当課長

教育委員会制度改革については、11月の教育委員会定例会で制度の概要を説明し、1月定例会で関係条例の整備についての議案を上程し、可決いただいたところである。今回は、「新教育長の移行時期」、「総合教育会議の事務の所管」と「大綱」の3点について、市長との協議が整い決定されたので、報告する。

一つ目の「新教育長への移行時期」だが、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「教育委員長と教育長を一本化した、いわゆる新教育長」が設置される。

このため、施行日である平成27年4月1日付で新教育長へ移行することになるが、法律の附則第2条にて「平成27年4月1日に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限りなお従前の例による。」という経過措置が設けられている。

本市においては、この経過措置を適用し、現教育長の教育委員としての任期中は、現行制度による教育委員会を継続することとする。

なお、現教育長が在職している間は、現行制度の規定がなお効力を有することから、教育委員長を任命する必要があるため、教育委員長としての任期が満了となった場合には、改めて委員長を選任することとなる。

二つ目の「総合教育会議」だが、総合教育会議は、「大綱」の策定や、教育に関し重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置等を協議、調整するために市長が設置する会議で、市長の部局で行うことを原則とするが、教育委員会の事務局で委任または補助執行も可能とされている。今回の教育委員会制度改革の目的の一つである、迅速な危機管理体制の構築や首長との連携強化という趣旨に則り、本市では、総合教育会議は市長部局である経営企画部経営企画課が所管する。

三つ目の「大綱」だが、教育の目的や施策の根本的な方針を定める「大綱」策定の事務についても、市長が定めることとされていることから、総合教育会議と同様に、経営企画課が所管する。

なお、ただいま報告した内容については、市議会2月定例会の教育こどもみらい常任委員会に報告する予定である。

(質問・意見)

## 下平委員

分かる範囲で結構だが、県内の他の市で、新制度に4月から移行するところと現行措置のまま経過措置を取るところとの割合を教えてください。

## 教育部次長兼教育総務課担当課長

新教育長への移行時期のご質問かと思われる。県内各市の政令市を除く15市で構成される課長会議が先週あり、その中で情報交換をしているが、現時点で15市中1市が新制度に移行すると聞いている。他の14市については、鎌倉と同じように現教育長の任期中は旧制度ということで経過措置を適用すると聞いている。

## 齋藤委員

総合教育会議について、年にどれくらいの頻度で行われるのかということ、予想が立つ範囲でお願いします。

## 教育部次長兼教育総務課担当課長

大綱を作る前には、総合教育会議に諮るという通知が出ている。先ほど説明したように所管が経営企画課ということになったので、経営企画課と調整をしている中では、初年度は4回程度開くのが必要ではないかという話をしている。今後また所管部局と調整をしながら進めていきたいと考えている。

## 齋藤委員

会議で話し合われた内容というのは、どのように生かされていくのか。

## 教育部次長兼教育総務課担当課長

総合教育会議は原則公開で、傍聴することも可能になっている。その記録もホームページ等で公開を予定している。4月以降開催される内容については、予算編成や大綱の策定に基づく中身の協議といった市の大きな方向性を決めるものになるので、そういった形のを市長部局と連携して策定するというので、今後実施に向けて進めていくということになるかと思う。

(報告事項アは了承された)

## 報告事項イ 給食費の改定について

## 山田委員長

報告事項のイ「給食費の改定について」報告をお願いします。

## 学務課担当課長

本市の小学校給食は、学校給食摂取基準に定められた栄養価の確保及び食の安全に配慮した標準献立を作成し実施しており、使用する食材費については、給食費として保護者にご負担いただいている。

現在の給食費は月額4,000円で、平成21年4月にそれまでの月額3,600円から、400円の値上げを行い現在に至っている。しかし、平成26年4月に消費税が5%から8%に増税されたことや、食材価格の上昇により、現行の給食費では運営が厳しい状況となっている。現在、発注を工夫することで廉価な食材を使用することや、肉などについては使用する部位を変更することなどで費用を抑えて対応しているが、この工夫にも限界がきていることから、市立小学校16校の校長で組織する小学校長会で、資料に記載のとおり消費者物価指数の変化や、学校で実際に使用している食材の年度別変化を検証しながら、給食費の改定について協議を行った。その結果、小学校長会として、給食費については、4,000円から4,200円に改定する必要があると判断し、また改定時期は保護者への周知期間を考慮して、平成27年9月から実施したいとの報告が教育委員会に提出された。

これを受けて、教育委員会としても、改定の内容を検証した結果、妥当であると判断し、定例教育委員会に報告させていただくものである。

なお、今後の給食費改定のスケジュールとしては、本日の教育委員会定例会でご了承いただけた場合は、2月開催予定の鎌倉市議会2月定例会教育こどもみらい常任委員会に報告を行う。議会報告終了後、学校から保護者に周知を図り実施していきたいと考えている。

(質問・意見)

#### 下平委員

今、月額の給食費はどのように徴収されているのか。昔みたいに給食袋でやり取りしているのか、それが年間で納める人がいたりとか、いろいろなシステムがあるのかを伺いたい。

#### 学務課担当課長

給食費自体が、小学校の私会計でやっていただいている。基本的には学校が銀行を指定し、その銀行口座を作っていただいて引き落としをすると、保護者の方をお願いしている。一カ月または二カ月ごとに、学校で引き落としをしている。年額を全部というのは行っていない。

#### 下平委員

そうなると、給食費の未納問題というのがありますが、引き落としそうとするときに口座にないということか。それで通達をしても、また振り込みがないという状況があるということか。

#### 学務課担当課長

引き落としになるので、お金が入っていないとできないという。引き落としのときに1回引き落としそうしたら引き落とせない、だいたい2回やるので、通知を出して2回分引き落とすので入れておいてくださいとお願いをするが、それが落ちないときがあると、今度は保

護者にまた連絡をして、いついつまでに振り込んで下さいという形で学校は対応している。鎌倉の場合少なくなっているが、金額として若干あるので対応をしていかなければならない。

#### 下平委員

子どもたちが成長していく大事な時期に、学校でいっぱい勉強し運動をした後の途中の、1日3回のうちの大切な1回の給食であると考えたとき、質も少しでもいいもの、量もその子どもたちに合うものとして、もちろん栄養士の方がちゃんと計算して出してくださっているが、少しでもゆとりを持たせなくてはならないと。

一瞬、200円でいいのかと。もうちょっと上げてもいいから、もうちょっといいものを食べさせてあげてというのが今の私の気持ちである。栄養士の方々も苦勞して下さると思うが、よろしく願います。

#### 学務課担当課長

我々もそういう意識でやらせていただいているので、金額はどの辺にという話で設定させていただいている。やはり保護者負担になるので、できるだけいいものを安く考えている。

#### 山田委員長

学校訪問の際に給食をいただくと、こんな値段で作れるのかなと思うほど、結構充実した内容のときもある。たくさんをいっぺんに買っているので安くなるという、一般の外食の感覚とは全然違うと思うのだが、クオリティ維持をお願いします。

(報告事項イは了承された)

#### 報告事項ウ 「平成27年度鎌倉市学校教育指導の重点」について

#### 山田委員長

報告事項のウ「平成27年度鎌倉市学校教育指導の重点について」報告をお願いします。

#### 教育指導課長

毎年度、教育委員会からその年の重点的に推進しようとする「学校教育指導の重点」の内容を定め、全教職員に配布をし、学校訪問等の場で内容の周知をしている。

資料1は「学校教育指導の重点」平成27年度版の案になっており、資料2は平成26年度のものになる。

資料1をご覧ください、表紙の面、序文には三つのポイントを示している。一つ目は、現行の学習指導要領における教育課程編成・実施の状況を学校全体で振り返り、検証を行うとともに、その取組を充実させていく時期を迎えているという点である。二つ目には、いじめ防止の基本方針等を踏まえ、子どもたちが安心して安全に学校教育を受けられる環境づくりと、障害の有無に関わらず一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な指導・支援を行っていくことについて。三つ目には、平成27年度から順次実施する「鎌倉市における小中一貫教

育」を通して小中連携の充実を図ることについて、としている。

従って、中央にある「学校教育指導の重点」を、引き続き「小・中学校の滑らかな接続と「生きる力」を育む教育課程の編成」とし、次の四つの内容を重点項目として推進・充実を図りたいと考えている。

表紙を開いていただくと、見開きで各重点項目に対して、「取組内容」「主な関連事業」を示している。来年度については、今年度の「鎌倉市学校教育指導の重点」を基本的に継承しつつ、各学校での取組をとおしてその成果や課題、また本市として大切にしていきたい事項を取り入れ、部分的な修正や変更の形で進めていきたいと考えている。

中央の「取組内容」については、三つ目の箇所では平成26年度にある「全体で取組む支援教育の推進」を「小学校、中学校間の滑らかな接続を推進する学校体制の構築」と小中連携に係る内容にし、同じく平成26年度にあった「学校評価の結果や学校評議員の意見を参酌した学校運営」は、家庭や地域と連携しての学校環境の充実に深く関わることから、四つ目の重点項目に移した。さらに四つ目では平成26年度一番下の「教職員一人ひとりの危機管理意識の向上と不祥事の根絶」の不祥事の部分を「事故・不祥事」に変更した。

なお、右側にある主な関連事業と最終ページの「学校教育の充実に向けて」は、平成27年度予算とも関連があるため、3月の定例会に提案する際に記載をする。

本日ご意見をいただいた上、さらに、ご意見等があったら2月18日までにお問い合わせ。ご意見等を受けさらに修正を加え、3月の定例教育委員会で提案する。

(質問・意見)

## 下平委員

引き続き、教育プランが21世紀を担う子どもの育成ということで「自立・自律共生」というのがあって、これは鎌倉市だけではなくどこでも非常に重要なポイントだと思うが、そのためには自分自身で考える、仲間たちと一緒に話し合っているような問題解決をしていくという力がとても大切だと思う。今も先生方配慮して下さっていると思うが、とにかく少子化の影響もあり保護者とか先生方のリードでいろいろなことが進んでいくという大人たちの声がパワーを持っているとかそういう社会現象もあるので、その辺を今後も先生方も一体となってもっと子どもたち自身に考えさせるとか、一緒に話し合いをさせて力を合わせていくというようところが、これからもっと必要になっていくのではないかと常に感じている。

## 教育指導課長

自分で考えるということ、考えて他人と意見を交わしていくということが学習指導要領の根幹になることだと思う。そういう意味で具体的にそういう文言はないが、たとえば中央にある取組内容の一番上の枠組みの最初にある、「思考力・判断力・表現力を育成する授業づくり」まさしくこの部分が、自分の考えを持って相手とのやり取りの中でそれを深めていくという視点になり、相手がいるということはコミュニケーションをしっかりと取っていかなければならないということ。そういった意味では、二つ目の枠組みの一番上にある項目でもその辺りについて盛り込みながら進めていきたいと考えている。

### 山田委員長

重点項目の三つ目の教育的ニーズのという表現だが、教育ニーズではなく細かいことだがあえて「的」というのはどういう趣旨か。

### 教育指導課長

教育ニーズ、教育的ニーズという言葉もあるが、一般的に学校教育の中では教育的という言葉を使う。教育ニーズとなると、いわゆる何々教育という様々な教育がある。その教育がニーズを持つというイメージが出てきてしまうので、この教育的ニーズについてはあくまで子どもたちが必要とするニーズ、それは学校教育であるから教育という言葉がつく。教育が幅広くあるので、いわゆる学力的な中での教育もあるし、子どもの生活部分、集団の中での生活様々な部分があるので、あえてこれといったきちんとした定義はないが、教育の中では教育的ニーズという言葉はそのようなイメージを持ちながら使っているということである。きちんと文部科学省で定義しているわけではない。

### 山田委員長

もう一つ、一番下の四角の基本方針の5番目が、安心して子育てができるという、これは保護者の観点あるいは先生方というか、これは学校の重点項目だが、保護者の視点で安心して子どもを預けられるという意味なのか。

### 教育指導課長

教育プランの基本方針の5番だが、この教育プランについては学校の教職員だけが子どもを育てるという視点ではなく、やはり家庭・地域という社会で子どもたちを育てようという鎌倉市の子どもたちを育てる視点の中にあるので、5番は保護者のところも内容を加味して入っているということである。

### 安良岡教育長

主な関連事業のところだが、来年27年度からは小中一貫教育を各中学校ブロックで28年度に向けてさらに取り組みを進めていかなければならないが、これの位置付けがここに書いてあるというのはどういう風に判断をしたらいいのか。これ全部が関連事業の大きな一つ枠、小中一貫教育があって、さらに細かいところに繋がっていくとこれだと見える気がするが、言葉をどこにどういう風に配置するといいいのかと考えていたがいかがか。

### 教育指導課長

26年度版を見ていただくと、同じ内容でいくと、一番下の四つ目の枠組みの上のところに「鎌倉市における小中一貫教育」という形で位置付けている。27年度からは、現在もそうだが、教育委員会としてこの小中一貫小中連携ということを重点的に持っていきたいというところで、いろいろな場面で意識を持ちながら進めていきたいということもあり、27年度についてはどの事業もかかってくるという考えで、直接的なものも間接的なものもあると思うが、



意識を持って教育活動にあたっていききたい、教育行政事業にあたっていききたいという思いがあり、一番上に総枠として設置をしている。

(報告事項ウは了承された)

## 報告事項エ 国指定史跡永福寺跡の環境整備事業の状況について

### 山田委員長

報告事項のエ「国指定史跡永福寺跡の環境整備事業の状況について」報告をお願いします。

### 文化財課担当課長

史跡永福寺跡は、本市二階堂に位置し、源頼朝が奥州合戦で犠牲となった、源義経や奥州藤原氏等の御霊を鎮めるために建立した寺院の跡であるとされている。本事業は、本市の実施計画事業として、「歴史教育の場を提供する」ことを事業目標にして、史跡の中心となる二階堂・薬師堂・阿弥陀堂の「三堂」の基礎となる基壇や苑池の復元整備に取り組んでいるもので、三堂基壇については平成24年度に完了し、現在はそれらの前面の苑池の整備を実施中である。

お手元の資料は、史跡永福寺跡環境整備事業の全体平面図に、平成26年度及び平成27年度の整備区域を示したものである。平成26年度の整備区域は南側と北側の2カ所に分かれているが、工事は苑池の南側部分の整備として阿弥陀堂の前の州浜や苑池の板柵護岸等の構築を、また、北翼廊の礎石及び苑池の西方に位置する庭園の遣水等の整備を行っている。工期は平成27年3月27日までの予定である。

平成27年度は引き続き国・県と調整を行いながら、史跡永福寺跡整備委員会の指導・助言を受けながら整備を進めていくが、資料にお示ししたとおり、苑池の中央から北側にかけての部分及び苑池の周辺を巡る園路等の整備を行い、年度末となる平成28年3月に「史跡永福寺跡」を仮オープンする予定である。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項ウは了承された)

## 報告事項オ 行事予定(平成27年2月3日～平成27年3月31日)

### 山田委員長

報告事項のオ「行事予定」について、特に伝えたい行事などがあつたらお願いします。

### 教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定については、議案集7ページから10ページに記載のとおり、講座やイベント等が予定されている。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

## 2 議案第32号 鎌倉市指定文化財の指定について

### 山田委員長

日程の2 議案第32号「鎌倉市指定文化財の指定について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

### 文化財課担当課長

今回の指定予定物件については、平成27年1月26日に開催された鎌倉市文化財専門委員会の答申を得たものである。本日の当委員会で議決されたのち、速やかに指定告示を行い、鎌倉市議会2月定例会、教育こどもみらい常任委員会にて報告の予定である。また、3月15日付の広報かまくらに掲載し、周知を図る予定である。

今回の指定予定物件は5件あり、各指定物件の概要について説明する。

1件目は、絵画『絹本着色 富士山図 一幅』、所有者は鎌倉市である。制作年代は江戸時代、寛文6年(西暦1666年)。寸法は縦73.0cm、横168.0cmとなっている。

指定理由は、図中に「法印探幽行年65歳筆」と書かれており、狩野探幽によって描かれたものであることが分かる。狩野探幽は、江戸時代前期において、室町時代に始まるとされる専門絵師・狩野派の再構築を図り、時代に相応しい絵画の様式を創り上げた。江戸幕府の将軍から直々に絵画の注文を受ける幕府御用絵師でもあり、当時の絵画の世界で、狩野派の地位を確固たるものとした。探幽による富士山図は、現在25点余が知られており、探幽が日本の風景画として富士山図を重視していたものと考えられる。また、探幽の富士山図は、江戸時代を通じて狩野派だけにとどまらず、狩野派以外にまで模範とされていたようである。

本図は、そうした江戸時代の絵画史の上において貴重な作品である。なお、本図は現在、鎌倉国宝館が保管しており、随時展示されている。

2件目は、彫刻『木造 聖観音菩薩坐像』、所有者は妙高院である。制作年代は南北朝時代となっている。像高は69.3cmである。

指定理由は、本像は、建長寺塔頭の妙高院の本尊で、本堂内須弥壇上に安置されている。全体の作風から、製作は南北朝時代までさかのぼる。頭髪の色や、その他の表面の金箔や漆塗り、宝冠や光背、台座などは後の時代に修理されたものだが、本体の部材が造像当初のままとみられることは貴重である。本像のように、衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式は、中国の仏画を源流とし、鎌倉時代末期以後、鎌倉地方を中心とする東国の禅宗寺院で流行した。

明和5年(西暦1768年)当時の、妙高院の所有する宝物が記された『妙高庵什物帳』には、

本像の作者として、仏師運朝の名前がある。運朝の作品は、市指定有形文化財である報国寺の仏乗禪師坐像、昭和62年指定のほか、横須賀市や東京都あきる野市の寺院に伝わっているものがある。

本像は、南北朝時代の鎌倉地方の典型的な作風を示すものであり、この時代を代表する鎌倉の仏師にかかわる資料としても貴重である。なお、妙高院は通常、内部非公開となっており、本像の拝観はできない。

3件目は、古文書『別願寺文書（十通） 一卷・一幅』、所有者は別願寺である。制作年代は、南北朝時代～戦国時代、永徳2年（西暦1382年）から永禄9年（西暦1566年）までとなっている。寸法については、一卷九通が縦29.1cm～33.8cm、横38.2cm～48.7cm、一幅一通は縦26.9cm、横37.7cmとなっている。

指定理由については、本件は、別願寺に伝わった14世紀から16世紀にかけての、計10通の文書である。文書はいずれも、中世後期の関東の支配者から別願寺に宛てられた文書で、花押・印判が据えられた正式な文書である。内容は、所領の寄進、課税の免除などであり、とりわけ歴代の鎌倉公方（二代氏満、三代満兼、四代持氏）が父親の菩提を弔うために所領を寄進した証拠書類が揃っている点は貴重である。さらに、持氏の書状に記される桜の花の贈答など、鎌倉公方と別願寺の日常的な交流もうかがわれ、鎌倉公方家の信仰の実態を知る手がかりとなるものと言える。

なお、現在は鎌倉国宝館が保管しており、随時展示されている。

4件目は、歴史資料『紙本著色 籬菊螺鈿蒔絵手箱図 一卷』、所有者は鎌倉市、制作年代は江戸時代である。寸法は縦39.0cm、横27.3cmである。

指定理由としては、本件は『新編相模国風土記稿』に「北条政子所持の十二手箱」と記載のある「蒔絵手箱」、及びこれと対であったと伝えられる、鎌倉市・鶴岡八幡宮所蔵の国宝「籬菊螺鈿蒔絵硯箱」を模写し、一卷の巻物としたものである。「手箱」の原品は、明治六年にオーストリアのウィーンで開催された万国博覧会に出品されたが、その帰りに、伊豆沖で運搬船が座礁沈没し失われた。

本資料の大部分は「蒔絵手箱」を描いたもので、紙を16枚つなぎ合わせ、その各1枚に箱及び内容品をほぼ原寸大で描き、それぞれの寸法や材質等を書き込んでおり、手箱の全容が理解できるものとなっている。巻頭には「阿波国文庫」の朱印が捺されており、阿波国徳島藩主蜂須賀家で所有していたことを伝えている。徳島藩では、19世紀の初めに家臣を他家に派遣し、模写図や絵図類の積極的な収集を行っていたことが知られている。この「手箱図」の模写もそうした事業の一環であることが推測される。

かなり精細で巧みに描写されており、消失した政子所持と伝える鎌倉時代前期の「蒔絵手箱」と内容品等の意匠、技法などを知る上で重要な手がかりとなるなど、美術工芸史上及び歴史資料として貴重なものである。

なお、現在は鎌倉国宝館が保管しており、随時展示されている。

5件目は、考古資料『国指定史跡鶴岡八幡宮境内 出土の木製塔婆類 七点』、所有者は鎌倉市である。年代は平安時代、寸法は50.6cm～141.0cmとなっている。

指定理由は、本資料は、国指定史跡鶴岡八幡宮境内で、鎌倉国宝館の収蔵庫建築に伴って昭和57年に行われた発掘調査で出土した木製品である。鶴岡八幡宮の造営に先立つ、鎌倉時

代初めの地層より下層で、男女を葬った墓が一基みつかった。この墓のそばの窪地でこれらの木製品が出土しており、この出土状況から、墓での供養に用いた卒塔婆と想定できる。

1、2は板を五輪塔の形に加工した卒塔婆である。3～6は上部が四角錐型で、その下に2本の線が刻まれた角塔婆である。下端部は尖らせてあるので地面に突き刺して使ったものと考えられる。7は上部が円盤型の杭状の木製品だが、円盤形のさらに上が壊れてなくなっているため、本来の形状については検討が必要である。

卒塔婆を用いた供養は、いくつかの文献資料から10世紀には行われていたことが明らかとなっている。当初、平安京の天皇や高僧、貴族達の間で行われていたものが、次第に広まっていったと考えられている。その中で本資料は、地方における信仰の形、仏教文化が受容されていくことを知る上で重要な事例である。また、全て風化によって摩耗しており、使用からある程度の期間を経てから窪地に埋まったと考えられる。この場所がその期間は墓地であったことを示しており、文献資料では詳細を知ることのできない、鶴岡八幡宮創建以前の鎌倉の姿を伝える貴重な資料である。

以上の5件を新たに指定すると、鎌倉市指定文化財は310件となる。国宝の15件、国の重要文化財等201件、県の重要文化財65件とあわせ、市内の指定文化財は合計591件となる。

(質問・意見)

#### 下平委員

非常に基本的な質問だが、この件数は無制限なのか。どこまでも増え続けていいのかということ、指定されることによってどういうことが起こるのか。例えば文化財であるということが表記できるだけの違いなのか。それともそれにまつわって市が何かをするのか。援助するとか保障するとかいうことが起こるのか。その辺を伺いたい。

#### 文化財課担当課長

指定に係る数制限はない。鎌倉市内は歴史的な文化遺産がたくさんあるので、順次指定していくことが必要であるかと考えている。指定された場合には、古く歴史あるものばかりなので修復等が必要になることも多々ある。そういった場合に市の補助を受けて修繕ができるといったことがある。

#### 山田委員長

探幽の富士山は、軸ということによろしいか。個人的な興味だが茶の湯では大変珍重するし、こんな軸は良い。この手箱は視察のとき拝見し、立派であった。

(採決の結果、議案第32号は原案どおり可決された)

#### 山田委員長

そのほか委員の皆さんから何かあるか。

## 下平委員

可能ならばという要望だが、今回も初任者研修会とか経験者研修会とか先生方のいろいろな研修会等があるが、そのときの雰囲気やそのとき出た課題とかそういうのをご報告していただける機会があると良いと思う。

## 山田委員長

私から一つお話しさせていただきたい。全然話が変わるが、イスラム国に拘束されていた後藤健二さんは、実は私どもにとっては身近な方で、この数日ずっとその事件の推移をかたずをのんで見守っていた。多くの友人たちと無事お帰りになるのを望んでいたが、その願いも届かず天に召され、身を賭して紛争地帯に赴いて苦しむ人々に光をあてて、また希望を失った子どもたちに再び夢を与えてということをしてきたその魂と人間愛に心を打たれている。世界中に感謝の気持ちも広がっているが、残念なことに本人にはそれが届いていないということが何とも無念である。

そういった個人的なことを申し上げたいのではなく、彼が残してくれた著書や取材記録から、命の大切さや生かされていることに対する感謝の気持ち、世界をどのように見ていったらいいのかなど、子どもたちにも私たちも勉強して伝えていきたいという思いを新たにしていく。一連の事件を通して、あえて教育委員会でお話しさせていただきたいのは、国際情勢に対する理解や危機管理意識というものを、今一度学校教育や家庭の教育の中でしていかなければいけないのではないかと強く感じた次第である。

## 山田委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。これで2月定例会を閉会する。